公益社団法人四街道市シルバー人材センター

慶 弔 見 舞 金 規 程

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

慶 弔 見 舞 金 規 程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人四街道市シルバー人材センター(以下、「センター」という。)が 給付する慶弔金ならびに見舞金の支給に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用の範囲)

- 第2条 この規程は、次の各号に定める者に適用する。
 - (1) センター定款第5条に定める会員
 - (2) センター定款第46条第2項に定める職員
 - (3) その他、センター会長(以下、「会長」という。) が特に必要と認めた者

(種類)

- 第3条 慶弔金ならびに見舞金の種類は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 結婚祝金
 - (2) 死亡弔慰金
 - (3) 傷病見舞金

(支給)

- 第4条 本人又はその親族等から申し出のあった場合に支給する。
- 2 前条第1項第3号は、センターから請負う業務の就業中又は往復の途上に災害を被り、2週間以上 入院した場合に限るものとする。ただし、第2条第1項第2号に定める者については、会長の判断に よるものとする。
- 3 会長は、本人又はその親族等からの申し出を待たずに支給することができる。
- 4 慶弔金ならびに見舞金は、管理費の雑費を以って支出するものとし、国又は市からの補助金は これに充てないものとする。

(支給の額)

- 第5条 慶弔金ならびに見舞金の額は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 結婚祝金 10,000円

 - (3) 傷病見舞金 3,000円
- 2 支給の額の変更は、その都度理事会で決定することができるものとする。

(返還)

第6条 本人又はその親族等が虚偽の申し出により慶弔金ならびに見舞金を受給した場合は、即時返還しなければならない。

(各種社会保険法との関係)

第7条 この規程に定める慶弔金ならびに見舞金は、労働者災害補償保険法、その他各種社会保険法等による給付金にかかわりなく支給することができるものとする。

(供花等)

- 第8条 会長が必要と認めた場合、第3条第1項第1号に定めるもののほか、祝電を贈ることができるものとする。
- 2 第2条第1項第1号に定める者のうち役員又は会長がそれと同等と認める者、第2条第1項第2号 ならびに同第3号に定める者のうち会長が必要と認める者については、第3条第1項第2号に 定めるものとは別に、弔電又は供花、もしくはその両方を贈ることができるものとする。

(特例)

- 第9条 会長が特に必要と認めた場合は、この規程に定められた金額によらない場合があるものと する。
- 2 前項により支給した場合、会長は理事会に報告するものとする。

(委任)

第10条 死亡、負傷もしくは傷病が、センターから請負う業務の就業中又は往復の途上の災害又は 通勤によるものであるか認定の必要がある場合は、会長が決定することができるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会において承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。